

平成二十三年七月十九日提出
質問第三三五号

第一回「国と地方の協議の場」の報告書の国会提出に関する質問主意書

提出者 橘 慶一郎

第一回「国と地方の協議の場」の報告書の国会提出に関する質問主意書

平成二十三年六月十三日、「国と地方の協議の場に関する法律」（平成二十三年法律第三十八号）が公布・施行されて初めての「国と地方の協議の場」が首相官邸で開催された。その運営について、先に平成二十三年六月十七日付け質問第二五六号にて確認したところ、法第七条第一項に定める「協議の場における協議の概要を記載した報告書」については、「議長が作成した後、速やかに国会に提出する予定である」旨、内閣総理大臣から答弁があったところである。しかるに、約一ヶ月経過した現段階でも、未だ報告書は国会に提出されていない。については、報告書の早期提出を願い、以下四項目にわたり質問する。

一 改めて本報告書の国会提出の時期を伺う。

二 本報告書は、「国と地方の協議の場」の議長である内閣官房長官が、副議長である全国知事会会長と調整の上作成することであるが、現段階において作業の進捗状況を伺う。

三 本報告書について、「速やかに」という法の文言は、どの程度の期間であるのか、内閣の見解を伺う。

四 第一回「国と地方の協議の場」において、法第八条の「協議が調った事項」の有無を改めて確認する。

右質問する。